

令和5年12月22日 招集

令和5年門真市教育委員会第12回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第12回定例会
令和5年12月22日（金）午後3時
本館2階大会議室

日 程	事件番号	件 名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第31号	門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について	1

議案第31号

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正
について

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和51年門真市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年12月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立水桜小学校開校に伴い、通学区域を新たに定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和51年門真市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																											
別表第1（第2条関係） 小学校校区		別表第1（第2条関係） 小学校校区																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水桜小学校</td> <td>千石西町、千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目、四宮6丁目、三ツ島6丁目</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域		略	水桜小学校	千石西町、千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目、四宮6丁目、三ツ島6丁目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>脇田小学校</td> <td>千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目（8番から10番まで及び17番から26番までに限る。）、四宮6丁目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>砂子小学校</td> <td>千石西町、島頭4丁目（1番から7番まで及び11番から16番までに限る。）、三ツ島6丁目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域		略	脇田小学校	千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目（8番から10番まで及び17番から26番までに限る。）、四宮6丁目		略	砂子小学校	千石西町、島頭4丁目（1番から7番まで及び11番から16番までに限る。）、三ツ島6丁目		略										
学校名	通学区域																												
	略																												
水桜小学校	千石西町、千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目、四宮6丁目、三ツ島6丁目																												
学校名	通学区域																												
	略																												
脇田小学校	千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目（8番から10番まで及び17番から26番までに限る。）、四宮6丁目																												
	略																												
砂子小学校	千石西町、島頭4丁目（1番から7番まで及び11番から16番までに限る。）、三ツ島6丁目																												
	略																												
別表第2（第2条関係） 中学校校区		別表第2（第2条関係） 中学校校区																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第四中学校</td> <td>東小学校校区（江端町に限る。）、<u>水桜小学校校区</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域		略	第四中学校	東小学校校区（江端町に限る。）、 <u>水桜小学校校区</u>		略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第四中学校</td> <td>脇田小学校校区、<u>東小学校校区</u>（江端町に限る。）、<u>砂子小学校校区</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域		略	第四中学校	脇田小学校校区、 <u>東小学校校区</u> （江端町に限る。）、 <u>砂子小学校校区</u>		略												
学校名	通学区域																												
	略																												
第四中学校	東小学校校区（江端町に限る。）、 <u>水桜小学校校区</u>																												
	略																												
学校名	通学区域																												
	略																												
第四中学校	脇田小学校校区、 <u>東小学校校区</u> （江端町に限る。）、 <u>砂子小学校校区</u>																												
	略																												

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。